

**令和7年度公共交通デジタル化普及事業
委託業務に関する参加意思表明及び企画提案を求める公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年4月15日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
「令和7年度公共交通デジタル化普及事業」実施業務
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 委託金額
1,238,000円（うち消費税額及び地方消費税の額112,545円）以内
- (4) 業務内容
「令和7年度公共交通デジタル化普及事業」委託業務仕様書（別添）のとおり

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類8情報・通信サービス、小分類4データ処理、8情報・通信サービスに係る調査及び9その他」の全てに登載されている者であって、格付区分がA、B又はCであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申

立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（８）本提案業務と類似の業務に関する実績を有すること。

3 契約条項を示す場所

岡山県県民生活部交通政策課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号（本庁舎8階）

TEL：（086）226-7291（直通）

FAX：（086）232-5354

Mail：kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp

4 企画提案参加手続等

（１）仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和7年4月25日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県県民生活部交通政策課ホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/site/321/970185.html>

（２）参加表明書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

企画提案参加表明書（様式第1号）

エ 提出方法

郵便又は電子メール

（３）企画提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

上記4の（２）ウの書類を提出した者について、上記2の事項について、審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年4月28日（月）までに「参加資格不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和7年5月2日（金）までに、上記3あてに、ファックス又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

（４）企画提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和7年4月25日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）をFAXまたはメールで上記3あてに送信すること。送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。
なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 回答方法

イの質問に対する回答書は、本公告を掲載したウェブサイト回答を掲載する。

ただし、本企画提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること又は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は、回答方法を変更する場合がある。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、提出期間までに必着のこと。）

(4) 提出書類

ア 企画提案書

○企画提案書（様式第3号：表紙） 【正本1部＋副本3部】

○実施計画書（任意様式） 【正本1部＋副本3部】

イ 企業（団体）の概要（様式第4号） 【正本1部＋副本3部】

ウ 類似業務の受託実績（様式第5号） 【正本1部＋副本3部】

エ 実施体制（様式第6号） 【正本1部＋副本3部】

オ 見積書（内訳も記載すること。） 【正本1部＋副本3部】

カ 誓約書（様式第7号） 【正本1部】

(5) その他特記事項

ア 企画提案書等に要する費用は、全て提案者の負担とし、提出書類は返却しない。

イ 採用された場合においても、採用された企画提案書の内容について、変更・修正を行う場合がある。

6 審査方法

(1) 委託候補者の選定

複数の選考委員で構成する選定委員会において、上記5の（4）の書類の内容を審査し、委託候補者を選定する。

(2) 審査基準

審査に当たっては、次の審査基準により総合的に評価し、委託候補者を選考する。

- ア 本事業に類する業務について過去に実績を有するか。
- イ 事業目的に沿った内容であるか。
- ウ 提案内容は的確か。独自性・工夫があるか。実現性があるか。
- エ 「標準的なバス情報フォーマット」等によるデータ作成ツール開発者及びGTFS データリポジトリ管理者等と円滑な連絡、調整が期待できるか。
- オ 効果的な業務計画による事業効果が見込める提案であるか。
- カ 業務コストは妥当か。管理運営体制が適切か。

(3) 審査結果

応募のあった全ての提案者に、審査結果を郵送で通知する。

7 選定委員会

(1) 日程等

- ア 実施場所 岡山県庁会議室（岡山市北区内山下2丁目4番6号）
- イ 実施日時 令和7年5月7日（水）午後（予定）

(2) 留意点

- ア 実施場所、実施日時および留意点等の詳細は、提案者へ別途通知する。
- イ 選定委員会時に追加資料等の受理はしない。また、選定委員会での説明は、提出された企画提案書を用いて行うこと。

8 契約締結等

委託契約の相手方に決まった提案者は、岡山県と委託契約を締結することとする。

(1) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約に当たっての主な留意事項

- ア 委託料の支払いは、全額精算払とする。
- イ 契約保証金については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- ウ 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。